



不法投棄、事業系ごみ

資源回収・
ごみ収集日
P.1 - P.2

Illegal dumping

不法投棄を見つけたとき

資源・ごみの
出し方
P.3 - P.12

不法投棄を発見したらお電話ください。ごみが捨てられている場所により連絡先が異なります。

不法投棄場所	連絡先	電話番号
ごみ集積所	清掃リサイクル推進課作業係	3892-4671
資源回収場所	清掃リサイクル推進課啓発指導係	5692-6697
私有地（私道を含む）	警察署（110番）へご連絡ください。	
区道	土木管理課占用係	3802-4872
都道 （明治通り、尾久橋通り、尾竹橋 通り、小台通り、道灌山通り等）	東京都第六建設事務所	3882-1264
国道（日光街道）	東京国道事務所亀有出張所	3600-5541
区立公園	土木管理課維持みどり係	3802-4482
尾久の原公園	尾久の原公園サービスセンター	3819-8838
汐入公園	汐入公園サービスセンター	3807-5181

区の補助制度
P.13

多量に出るごみ
動物死体
P.14

区の施設での
資源回収
P.15 - P.17

※私有地内の不法投棄は行政で対応できません。まずは警察署へ連絡をしてください。

区では回収
できないもの
P.18 - P.19

Business Waste

事業系の資源・ごみ

不法投棄
事業系ごみ
P.20

商店、会社、飲食店等の事業活動によるごみは、**事業者自らの責任において適正に処理をしなければなりません。**自ら処理できない場合は、廃棄物処理業者に委託をするか、45ℓの袋で1回3袋程度であれば区の「事業系有料ごみ処理券」を使って、区の収集等の処理を利用することができます。**（荒川区のごみ処理券以外は利用できません。ごみ処理券は荒川区内のコンビニエンスストア等で購入してください）**

資源・ごみの
分別（五十音順）
P.21 - P.27

区の
収集を
利用
する
場合

●事業系資源の出し方 ※資源回収は登録制

資源の種類	対応するごみ処理券
びん・缶・ ペットボトル	袋の容量に応じたごみ処理券を貼る
新聞・雑誌	高さ10cmにつき10ℓのごみ処理券を上部に貼る
段ボール	段ボール2枚につき10ℓのごみ処理券を上部に貼る

資源回収の登録には、**事前に作業係への連絡が必要です。**その他、不明な点や詳細については作業係へお問合せください。

【作業係】電話：3892-4671

●事業系ごみの出し方

ごみ集積所に出す場合は、区の燃やすごみ・燃やさないごみの分別方法に従って分別してください。

ごみ処理券は、容器で出す場合は中身のごみの量に、袋で出す場合は袋の容量に応じた券を見やすいところに貼ってください。



ごみ減量の
ために
P.28 - P.29

災害時の
ごみ収集
P.30

施設案内・
問合せ一覧
P.31